

## 後見支援預金 商品概要説明書

1. 商品名	後見支援預金／後見支援預金(無利息型)				
2. ご利用いただける方	個人のうち、家庭裁判所が「指示書(契約締結)」を交付した方が対象です。				
3. 期間	期間の定めはございません。				
4. 預入					
(1) 預入方法	・当金庫の口座開設店でのみ、預入できます。 ・随時預入可能ですが、家庭裁判所発行の「指示書(追加預入)」の提出が必要です。				
(2) 預入金額	1円以上				
(3) 預入単位	1円単位				
5. 払戻方法	<p>・当金庫の口座開設店でのみ、払戻できます。 ・随時払戻しできますが、家庭裁判所発行の「指示書(払戻し)」の提出が必要となります。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">① 出 金</td> <td>入院費等の一時的な支出が発生した場合等において、家庭裁判所が必要と認めた際に交付されます。 (後見人が別途管理する生活口座への振替となります。)</td> </tr> <tr> <td>② 定期送金</td> <td>為替自動振込等により、指定された間隔(例えば3ヶ月毎)で指定金額を定期的に後見支援預金から成年後見人が別途管理する生活口座等へ振替える必要があると家庭裁判所が認めた際に「指示書(定期送金額の変更)」が交付されます。</td> </tr> </table>	① 出 金	入院費等の一時的な支出が発生した場合等において、家庭裁判所が必要と認めた際に交付されます。 (後見人が別途管理する生活口座への振替となります。)	② 定期送金	為替自動振込等により、指定された間隔(例えば3ヶ月毎)で指定金額を定期的に後見支援預金から成年後見人が別途管理する生活口座等へ振替える必要があると家庭裁判所が認めた際に「指示書(定期送金額の変更)」が交付されます。
① 出 金	入院費等の一時的な支出が発生した場合等において、家庭裁判所が必要と認めた際に交付されます。 (後見人が別途管理する生活口座への振替となります。)				
② 定期送金	為替自動振込等により、指定された間隔(例えば3ヶ月毎)で指定金額を定期的に後見支援預金から成年後見人が別途管理する生活口座等へ振替える必要があると家庭裁判所が認めた際に「指示書(定期送金額の変更)」が交付されます。				
6. 利息					
(1) 適用金利	変動金利です。 毎日の普通預金の店頭表示の利率を適用します。 ただし、後見支援預金(無利息型)は、無利息です。				
(2) 利払方法	年2回(3月、9月)の金庫所定の日に元金に組み入れます。 ただし、口座を解約される場合は、解約時にお支払いします。				
(3) 計算方法	1年を365日とする日割り計算 毎日の最終残高1,000円以上について、付利単位を100円として利息計算します。				
(4) 税 金	・20%(国税15%、地方税5%)の源泉分離課税。 ※平成49年12月31日までの間にお受取りになるお利息には「復興特別所得税」が課税されますので、税率はこれを付加した20.315%(国税15.315%、地方税5%)となります。 ・マル優の利用はできません。				
7. 手数料	管理手数料はかかりません。 為替手数料について定期送金は無料、出金および解約時において当金庫所定の手数料をいただきます。				
8. 付加できる特約事項	「指示書」の指示内容による取扱いのみとなります。				
9. 中途解約時の取扱い	—				
10. 金利情報の入手方法	金利は店頭の金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。				
11. 預金保険の適用	預金保険制度の対象として、同保険の範囲内で保護されます。詳しくは、店頭掲示ポスターをご覧ください。				
12. 苦情処理措置	本商品に関する苦情等はお取引の店舗もしくは本部リスク管理統括部コンプライアンスグループ(受付時間9時～17時、電話042-972-8176)までお申し出ください。				
13. 紛争解決措置	埼玉県弁護士会が設置運営する示談あっせん・仲裁センター(電話:048-710-5666)ならびに、東京弁護士会紛争解決センター(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会仲裁センター(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会仲裁センター(電話:03-3581-2249)で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に上記リスク管理統括部コンプライアンスグループもしくは全国しんきん相談所(受付時間9時～17時、電話03-3517-5825)までお申し出ください。また、お客様から、各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です。				
その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本商品は、成年後見人、未成年後見人のみ取扱いできるものとし、選任、登記されている書類が必要です。</li> <li>・「指示書」の交付申請は成年後見人の住所地の管轄の家庭裁判所に行ってください。</li> <li>・公共料金等の自動支払いおよび給与、年金、その他振込、配当金、公社債元利金等の自動受取、インターネットバンキング契約はできません。</li> <li>・本預金は口座開設店のみの取扱いいたします。</li> <li>・「総合口座」の取扱いはできません。</li> <li>・キャッシュカードは発行しません。</li> <li>・通帳によるATMでの利用はできません(窓口での取扱いに限定します)。</li> <li>・現金でのお支払いはできません。(後見人が別途管理する生活口座への振替となります。)</li> <li>・後見支援預金(無利息型)は、預金保険制度の付保対象預金です。</li> </ul>				